

大洗町条例第20号

大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月2日

大洗町長

大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満小規模保育事業」に改め、「小規模保育事業」の次に「（同項第3号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号に次のように加える。

2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「前子ども」の次に「の数」を加え、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に改め、「利用定員の」の次に「総」を、「方法」の次に「（第4項において「選考方法」という。）」を加え、同条第3項中「前子ども」の次に「の数」を加え、「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、「利用定員の」の次に「総」を加え、同条第4項中「選考の方法」を「選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改め、「当該」を削る。

第7条第2項中「保育施設」の次に「（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）」を加え、「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「同法」の次に「附則」を加

える。

第8条中「有効期間」の次に「及び」を加える。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「イ（ア）」を「このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同項第5号中「各号」を「4号」に改め、同条第5項中「各項」を「4項」に改め、同条第6項本文中「規定による」を削り、同項ただし書中「同項」を「第4項」に改める。

第14条第1項中「この項、第19条及び第36条第3項において」を削り、同条第2項中「を提供したことを証する書類」を「提供証明書」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」の次に「第1項」を加える。

第19条中「当該施設型給付費の支給に係る市町村」を「町」に改める。

第20条第4号中「並びに特定教育・保育の提供」を「, 提供」に改め、同条第7号中「並びに特定教育・保育施設の」を「及び」に、「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項」に、「選考の方法」を「選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法」に改める。

第25条中「各号」の次に「（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」を加える。

第29条第1項中「（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）」及び「（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）」を削る。

第34条第2項中「の各号」を削り、同項第2号中「提供した」を削る。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育

認定子ども」に改め、「の数」を削り、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に改め、「」と、「」の次に「「同号」とあるのは「同条第2号」と、」を加え、「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」を「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」に、「「除く」」を「「満3歳以上保育認定子ども」」に、「及び特別利用保育を受ける者を除く」を「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項後段中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」を「教育認定子どもの総数」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」に改め、「利用定員の」の次に「総」を加え、「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」を「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」に、「を除く」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条に見出しとして「（利用定員に関する基準）」を付し、同条第1項中「第23号）」の次に「第27条」を加え、「第31条第1項」を「第27条」に改め、「その利用定員の数を」及び「とし」を削り、「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項中「特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつて

は事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、
共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係る
ものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監
護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19
条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学
校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。」を「特
定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を
行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、
当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない
小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。」
に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条
第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学
前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに
係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定
小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る
利用定員を定めるものとする。

第38条中「事業の運営についての重要事項に関する」を「運営」に改め、「当該連携施設
が行う」を削る。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小
規模保育事業者を除く。）」に、「修了」を「就学」に、「この章」を「この章（第43条第
1項を除く。）」に改め、「数の」を削り、「支給」を「法第20条第4項の規定による」に
改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「第42
条に規定する」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「特定地域型保育事業者」を
「前2項の特定地域型保育事業者」に、「前項に規定する選考の方法」を「前2項に規定す
る選考の方法」に、「支給」を「教育・保育給付」に改め、「当該」を削り、同項を同条第
4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込み

に係る第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「同法」の次に「附則」を加える。

第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）」に、「特定地域型保育」を「特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前こども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項各号列記以外の部分中「第2号」を「（第2号に係る部分に限る。）」に改め、「限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「者」を「施設又は事業所」に改め、同項第1号中「項」を削り、同条第11項中「行う」を「実施する」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「第1項」の次に「本文」を加え、同項を同条第11項とし、同条第9項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、「第1項」の次に「本文」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項本文中「あつては、」の次に「第1項本文の規定にかかわらず、」を、「施設」の次に「（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改め、同条第4項第1号

中「の購入に要する費用」を削り、同条第6項本文中「規定による」を削り、同項ただし書中「同項」を「第4項」に改める。

第46条中「規程」の次に「(第50条において準用する第23条において「運営規定」という。)」を加え、同条第4号中「並びに特定地域型保育の提供」を「, 提供」に改め、同条第7号中「並びに特定地域型保育事業の」を「及び」に、「第39条第2項」を「第39条第2項及び第33項」に改め、同条第11号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条後段中「教育・保育給付認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもについて」に、「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「節において同じ。）」の次に「について」を加え、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項を「第14条第1項」に改め、「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「第19条」を「第19条において」に改め、「地域型保育給付費」との次に「, 第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号, 学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と」を加える。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項前段中「次条第3項」を「次条第3項及び第52条第3項」に、「第40条第2項」を「第37条第3項, 第39条第3項及び第40条第2項」に改め、「次条第3項において同じ。」を削り、「)」の次に「,」を、「含む。」の次に「第52条第3項において同じ。」を加え、同項後段中「この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

を含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「に掲げる小学校就学前子ども」を削り、「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」を「法第19条第3号」に、「保育の」を「保育を受ける」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「前各項」を「前4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を順守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは

「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「特定満3歳未満」を「特定満3歳以上」に改め、「満3歳以上保育認定子ども」の次に「（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」を加える。

第53条第1項中「保育施設等」の次に「（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）」を加え、同条第2項中「第4項に」を「第4項で」に改め、「教育・保育給付認定保護者」の次に「又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）」を加え、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者等」に、「この項」を「この条」に、「交付し、」を「交付」に改め、同項第1号中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第6項中「各号列記以外の部分」を削り、「中「」の次に「書面等」を、「あり、及び「」の次に「書面等」を、「のは「」の次に「書面等」を、「得る」と、「」の次に「書面等」を加え、「し、」及び「同項第1号イ中」を削り、「「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、」を「「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、『受けない』とあるのは「行わない」と、」に改め、「同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、」を削り、「前項中」を「第5項

中」に改める。

附則第2項中「次項において」を「以下」に，「とあるのは「定める額をいう。））」と」を「と」に改め，「（」を削り，「支払を」を「額の支払を」に改め，「，「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし」を削る。

附則第5項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。））」を，「第1項」の次に「本文」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。